

北海道教育委員会 公報

令和7年(2025年)
1月15日(水曜日)

第6327号

目次

告示

- 博物館の登録について..... 1
○教育職員免許状の失効について..... 1

告 示

北海道教育委員会告示第2号

博物館法(昭和26年法律第285号)第14条の規定に基づき、次の施設を博物館登録原簿に登録した。

令和7年1月15日

北海道教育委員会教育長 中島俊明

設置者	伊達市	設置者の住所	北海道伊達市鹿島町24番地1
名称	だて歴史文化ミュージアム		
所在地	北海道伊達市梅元町57番地1		
登録年月日	令和6年12月25日	登録記号番号	北博登第68号
設置者	株式会社小樽水族館公社	設置者の住所	北海道小樽市祝津3丁目303番地
名称	おたる水族館		
所在地	北海道小樽市祝津3丁目303番地		
登録年月日	令和6年12月25日	登録記号番号	北博登第69号
設置者	枝幸町	設置者の住所	北海道枝幸郡枝幸町本町916番地
名称	オホーツクミュージアムえさし		
所在地	北海道枝幸郡枝幸町三笠町1614番地1		
登録年月日	令和6年12月25日	登録記号番号	北博登第70号
設置者	三笠市	設置者の住所	北海道三笠市幸町2番地
名称	三笠市立博物館		
所在地	北海道三笠市幾春別錦町1丁目212番地の1		
登録年月日	令和6年12月25日	登録記号番号	北博登第71号
設置者	苫小牧市	設置者の住所	北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号
名称	苫小牧市美術博物館		
所在地	北海道苫小牧市末広町3丁目9番7号		
登録年月日	令和6年12月25日	登録記号番号	北博登第72号

北海道教育委員会告示第3号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第10条第1項の規定により、失効した。

令和7年1月15日

北海道教育委員会教育長 中島俊明

氏名	大森 潔 志	本籍地	北海道
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者
中学校教諭1種免許状(技術)	平26中1第8531号	平成27年3月31日	東京都教育委員会
高等学校教諭1種免許状(工業)	平24高1第8423号	平成25年3月31日	
失効年月日	令和6年12月19日		
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号(同法施行細則第20条第8号ア)該当		
氏名	吉尾 光 生	本籍地	北海道
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者
中学校教諭1種免許状(社会)	令3中1第162号	令和4年3月15日	北海道教育委員会
高等学校教諭1種免許状	令3高1第258号		

(地理歴史)			
高等学校教諭1種免許状 (公民)	令3高1第259号		
失効年月日	令和6年12月19日		
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号(同法施行細則第20条第8号ア)該当		